

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給している世帯に対し、臨時に特別給付金（一時金）を支給します。

■給付金額 対象児童1人につき10,000円

■支給対象者

令和2年4月分（4月から新高校1年生となっている場合等は3月分）の児童手当の支給を受ける方
※平成30年の所得が児童手当所得制限限度額以上である、特例給付受給者は対象となりません。

■申請方法

- ・一般支給対象者（支給対象者のうち、公務員以外の方）申請手続きはありません。
- ・公務員対象者（支給対象者のうち、公務員の方）
所属する官公庁から通知される申請書等に必要事項を記入の上、令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に申請してください。（別海町での申請は福祉課 こども・子育て担当まで）

■申請受付期間（公務員対象者） 6月1日(月)から9月30日(水)

■支払方法

- ・一般支給対象者 原則、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給する口座に振り込みます。
- ・公務員対象者 申請時に指定した口座へ振り込みます。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当（内線1313）

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ傷病手当金を支給しています

新型コロナウイルス感染症への対応として、次のとおり傷病手当金を支給しています。

支給を受けるには申請が必要ですので、希望される方は、事前に下記担当までお問い合わせください。

■対象者 次の全てを満たす方

- ①国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
- ②給与等の支払いを受けている
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または、発熱等の症状があり感染が疑われるため療養し、労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができない

■支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

■支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{直近の継続した3カ月間の就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象期間(日数)} = \text{傷病手当金支給額}$$

※1 1日当たりの支給額には上限があります。

※2 労務に服することができなかった期間中に給与等の全部または一部が支給される場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※3 労務に服することができなかった期間には勤務予定がなかった日は含みません。

■適用期間 令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間
（ただし入院が継続する場合は最長で1年6カ月まで）

問合せ／国民健康保険加入者の方 町民課 国民健康保険担当（内線1215～1217）

後期高齢者医療保険加入者の方 町民課 後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）

中小企業等経営持続化補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響で、売上げが大きく減少した別海町内の中小企業者等の経営持続化を図るため、売上げ減少分の一部を補助します。

■補助対象 次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ①町内に主たる事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主であること
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、比較対象期間において、売上げ（税抜）から仕入れ（税抜）を差し引いた金額が前年同時期との比較で30%以上減少していること（比較対象期間：令和2年3月から4月）
※創業1年未満の事業者は、令和元年12月から令和2年1月と、令和2年3月から4月を比較して算定します。
- ③官公庁および国または地方公共団体が設立していないもの（第三セクター、一部事務組合など）
- ④別海町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しないもの

■補助額 補助対象②で算定した減少額×1/3 上限50万円（千円未満切捨て）

■申請期間 令和2年6月30日(火)まで

■申請回数 事業者1社につき1回まで

■申請方法 次のものを持参し、別海町商工会へお越しください。

- ①前年と今年の売上額および仕入額が確認できるもの（帳簿など）
- ②振り込みを希望する口座が分かるもの（通帳など）
- ③印鑑（銀行印）

問合せ／商工観光課 商工・労働担当（内線1623・1624）

町立別海病院からのお知らせ 電話問診による処方箋の交付等について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、次のとおり対応しています。

なお、医師の判断により診療行為が必要とされる方は、通常の受診が必要となりますので、ご協力をお願いします。

詳しくは町立別海病院のホームページをご覧ください。

対象者 慢性疾患等を有する方で、症状に変化がなく処方切れで継続処方をご希望される方

通院先	対応	電話受付時間	備考
町立別海病院 (内科・外科)	電話問診による処方箋の交付	(月)～(木) 15:00～17:00	処方箋の交付は翌日以降
西春別駅前診療所	電話問診による処方箋の交付	(月)～(金) 8:30～16:00 ※(木)は15:00まで	11:00～13:30は受付不可
尾岱沼診療所	電話問診による院内処方	(月)～(金) 9:00～15:00	11:00～13:30は受付不可

※処方箋の有効期限は発行日から4日以内となっていますのでご注意ください。

問合せ・申込み／町立別海病院 TEL 0153-75-2311

西春別駅前診療所 TEL 0153-77-2350

尾岱沼診療所 TEL 0153-86-2625

町内行事中止などのお知らせ

「第60回尾岱沼えびまつり」 の開催見送りについて

例年6月下旬に開催している、町内最大級の食イベント「尾岱沼えびまつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度の開催を見送ることとしました。

開催を心待ちにしていた皆さんには大変申し訳ございませんが、皆さんの健康を守るために必要な措置でありますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

問合せ／商工観光課 観光・交流担当（内線1622）

「第42回別海町パイロットマラソン」 の中止について

令和2年10月4日(日)に開催を予定していた、本町最大のスポーツイベント「第42回別海町パイロットマラソン」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町外から多くの参加者が来町することで町民の感染リスクが増大すること、また、参加者等に対する万全な感染防止対策や、ボランティアスタッフの確保が困難な状況であることから中止せざるを得ないと判断しました。

次回大会は、令和3年10月3日(日)に予定していますので、皆さんの参加、声援を心よりお待ちしております。

問合せ／生涯学習課 社会体育担当（内線3711）

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者 またはその疑いのある方の 使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方や、その疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、次のことを心掛けてごみを出してください。

- ① ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならないように
しましょう。**

ごみは、いっぱいになる前に、早めに出しましょう。



- ② ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出
しましょう。**

ごみは、空気を抜いてから、しっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。



- ③ ごみを捨てた後は、
しっかり手を
洗いましょう。**

石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家庭にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑で安全な収集、処理を行う上で大切な行動です。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

問合せ／町民課 町民生活担当（内線1212）